## 「厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業) 総括研究報告書

『市町村における生活習慣病予備群の発症予防対象者の抽出と保健指導等の 予防介入システムの効果に関する研究』のための研究実施計画書作成に関する研究

研究代表者 磯 博康 大阪大学大学院医学系研究科 教授

研究要旨:市町村における生活習慣病予備群の発症予防対象者の抽出と保健指導等の予防介入システムの効果に関する研究計画を策定した。まず、生活習慣病予備群の対象者(重症化ハイリスク者)や保健指導の現状に関する文献的検討並びに有識者、実務者からのヒアリングを行いながら、効果的かつ実現可能な研究計画を策定した。本研究の遂行により、重症化ハイリスク者で薬物治療を受けていない者において、医療機関への受診につなげる受療行動促進モデルによる保健指導を行い、脳卒中・虚血性心疾患・腎不全を伴う入院・死亡や人工透析導入の抑制効果を検証できるものと期待される。

#### 分担研究者

下村伊一郎(大阪大学医学系研究科 内分泌代謝内科 教授)

野田 光彦(国立国際医療研究センター糖尿病研究連携部・部長)

牧本 清子(大阪大学医学系研究科 看護疫学 教授)

岡村 智教(慶應義塾大学・疫学、公衆衛生学 教授)

村上 義孝(滋賀医科大学社会医学講座・医療統計学部門 准教授)

横山 徹爾(国立保健医療科学院生涯家円高研究部・疫学・生物統計学 部長)

杉田由加里(千葉大学大学院看護学研究科 看護システム管理学専攻 准教授)

## A.研究目的

本研究の目的は、市町村における生活習慣病予備群の発症予防対象者の抽出と保健指導等の予防介入システムの効果に関する研究のための研究実施計画書を作成することである。

戦略研究は、科学的根拠に基づいた行政施策を実施するために行われる厚生労働科学研究の中でも、わが国の厚生労働政策(とりわけ、健康政策、医療政策等)における国民的課題を解決するために実施する大規模な介入研究である。行政的に優先順位の高い生活習慣病等の健康障害を標的として、その予防・治療介入および診療の質改善のための介入などの有効性を検証し、健康・医療政策の立案に資する科学的なエビデンスを創出することを目的としている。

平成 25 年度から開始される健康日本 21(第二次)においては、目標の一つとして「主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」が掲げられており、一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進することとされている。

そこで、本研究では、重症化予防に重点を 置いた保健指導に関する研究を策定するこ ととした。提案された研究計画は、戦略研究 の目的に沿って、国民の医療・保健の向上に 寄与する研究成果を生み出すことが期待さ れる。

## B.研究方法

研究実施計画書準備委員会 大阪大学に於いて8月より月1回ペースで、 磯、下村、牧本、村上、野口が中心となり準備委員会を開催し、必要に応じて岡村、野田や、研究協力者が参加して、計画書の作成と推敲を行う。

計画書は、本介入プログラムの、a)目的、b)対象(市町村の決定方法も含む)、c)研究体制、d)介入内容、d)介入スケジュール、e)研修内容、f)研修スケジュール、f)データマネジメント、g)評価方法、f)インシデントレポートと対応、g)その他、からなる。

## 研究班会議

研究者、研究協力者、厚生労働省関係者の参加のもとで、東京において班会議を 9 月、12 月、翌年 3 月 (12 月、3 月は、対象市町村の保健師等の自治体職員も加わる)に開催し、計画書の議論を行う。

## 対象市町村への説明会

対象候補地域を選定するために、人口 7 万~70 万の自治体 (393 自治体) へ郵送にて、特定健診・特定保健指導に関する照会 (アンケート調査、資料 1)を行った結果、370 自治体から回答返却があり、回収率は 90%以上であった。このアンケート調査をもとに、集団健診による特定健診を受診する 40~74 歳の男女が 4,000 人以上の市 (99 自治体)を抽出した。抽出した 99 自治体について、本研究計画の説明会を行う。

## (倫理面への配慮)

研究計画書を作成する本研究においては、 個人情報あるいはヒト生体試料を扱うことは なく、倫理面の特段の配慮は該当しないが、 細心の注意を払いながら研究を進めた。

なお、平成24年度の研究は、研究実施計書の作成であるが、来年度早々の予防介入プログラムの実施に向けて、倫理申請を先行して進める。

## C.研究結果

研究実施計画書準備委員会と 研究班会 議の開催

研究実施計画書準備委員会を中心に、研究 計画書の原案の作成を行うとともに、研究協 力者や厚生労働省の担当者らと、計画書の推 敲を進めた。また、先進地域(尼崎市、北九 州市、上越市)の保健指導を視察し、介入プ ログラム内容および手順書の作成のための 情報を収集した。さらに、12月からアドバイ ザリー委員会を設置し、現場職員(保健師) や地域保健を専門とする大学教員とともに、 介入プログラムの実現可能性や研究計画書 の記述の妥当性を検討しながら、作成を進め た。その他、国民健康保険データベースシス テム(KDB)の使用方法やデータ関連につい て、国民健康保険中央会と打ち合わせを行っ た。計画書作成終盤には、メディカルライタ ーよる計画書の内容についての助言に基づ き、修正・追加を行った。

#### <開催日程>

(研究実施計画書準備委員会と研究班会議)

第1回 平成24年8月3日

第2回 平成24年8月10日

第3回 平成24年8月15日

第 4 回 平成 24 年 8 月 25 日

第5回 平成24年9月1日

第6回 平成24年9月2日

\*戦略研究企画・調査専門検討会 作業部会 平成 24 年 9 月 7 日

第7回 平成24年9月14日

第8回 平成24年9月18日

\*戦略研究企画・調査専門検討会 作業部会 平成 24 年 9 月 21 日

第9回 平成24年9月26日

\*中間報告書提出(平成24年9月28日)

\*戦略研究企画・調査専門検討会 作業部会

平成 24 年 10 月 1 日

第 10 回 平成 24 年 10 月 19 日

第11回 平成24年11月1日

第 12 回 平成 24 年 11 月 5 日

第 13 回 平成 24 年 11 月 9 日

第 14 回 平成 24 年 11 月 12 日

第 15 回 平成 24 年 11 月 21 日

第 16 回 平成 24 年 11 月 23 日

\*戦略研究企画・調査専門検討

平成 24 年 11 月 28 日

第 17 回 平成 24 年 12 月 7 日

第 18 回 平成 24 年 12 月 14 日

第 19 回 平成 24 年 12 月 21 日

第20回 平成25年1月7日

\*戦略研究企画・調査専門検討

平成 25 年 1 月 11 日

第 21 回 平成 25 年 1 月 18 日

\*戦略研究企画・調査専門検討

平成 25 年 2 月 1 日

第22回 平成25年2月8日

第23回 平成25年2月23日

\*最終報告書提出(平成25年3月1日)

## (その他)

先進地域への視察

視察 平成 24 年 8 月 23 日:北九州市 視察 平成 24 年 8 月 24 日:尼崎市 視察 平成 24 年 8 月 31 日:上越市

## アドバイザリー委員会

第1回 平成24年12月11日

第2回 平成25年2月1日

KDB・データ関連の打ち合わせ

第 1 回 平成 24 年 12 月 21 日

第 2 回 平成 25 年 1 月 22 日

第3回 平成25年2月20日

# メディカルライターからの助言 平成 25 年 2 月 10 日

以上、研究実施計画書準備委員会および研究班会議、その他の会議を行い、議論・検討 した結果、

計画書は、以下の項目とした。

- 1. 研究の概要
  - 1.1 研究の目的、1.2 研究デザイン、

- 1.3 評価項目、1.4 研究実施期間
- 2. 背景情報.
- 3. 研究の目的
  - 3.1 研究仮説、
  - 3.2 保健指導プログラムの概要
- 4. 研究の手順
- 5. 自治体の選択基準、除外基準
- 6. 保健指導者の選択基準、除外基準
- 7. 研究対象者の選択基準、除外基準
- 8. 保健指導の中止の基準
- 9.保健指導の手順
  - 9.1 介入地域における保健指導、
  - 9.1.1 実施時期、9.1.2 対象者、
  - 9.1.3 保健指導の流れ、
  - 9.1.4 保健指導の設定根拠
- 9.2 対照地域における保健指導
  - 9.2.1 実施時期、9.2.2 対象者、
  - 9.2.3 保健指導の流れ、
  - 9.2.4 保健指導の設定根拠
- 9.3 受療行動促進モデルによる保健指導と 一般的な保健指導の違い
- 10. 収集するデータと収集時期、収集方法
- 11.主要評価項目とその設定根拠
  - 11.1 主要評価項目、11.2 設定根拠、
  - 11.3 主要評価項目の定義
- 12. 副次評価項目
  - 12.1 次評価項目、
  - 12.2 副次評価項目の定義
- 13.目標とする対象者数とその設定根拠
- 14.統計解析
  - 14.1目的、14.2解析の対象、
  - 14.3 解析方法
- 15. 倫理問題への対処
  - 15.1 倫理基準の遵守、15.2 審査委員会、
  - 15.3 対象者の同意、
  - 15.4 個人情報保護と対象者の識別
- 16. 研究の品質マネジメント
  - 16.1 プログラムの標準化、
  - 16.2 プログラムのモニタリング
- 17. データの取扱い及び記録の保存
- 18. 公表に関する取り決め
- 19. 研究実施体制

- 19.1 研究実施体制の概要、
- 19.2 研究グループ、
  - 19.2.1 研究班事務局、
  - 19.2.2 研究班運営委員会、
  - 19.2.3 プログラム実施委員会、
  - 19.2.4 研究推進委員会
- 19.3 外部委員会、
- 19.4 データマネジメント・解析センター
- 20. 研究実施期間
- 21. 研究計画を改訂する場合の手順
- 22.研究全体を中止する場合の手順22.1 プログラムの実施状況に関する報告義務、22.2 プログラム継続の中止基準
- 23. 参考文献

本研究の概要は、自治体の特定健診受診者のうち、健診結果が一定基準以上の脳卒中・虚血性心疾患・腎不全を発症するリスクの高い未治療者(重症化ハイリスク者¹)に対し、医療機関への受療行動を促進することを中心とした保健指導プログラムを実施することは、一般的な保健指導を実施するよりも、医療機関への受療が促進され、脳卒中・虚血性心疾患・腎不全を伴う入院・死亡や人工透析の導入に対する予防効果が大きいことを検証する。

公募によって選定された全国の都市を対象としたクラスター・ランダム(無作為)化比較試験を行う。対象となる自治体は、人口規模が約7万~70万で、集団健診による特定健診を受診する40~74歳の男女が4,000人以上の市を想定している。介入地域は受療行動促進モデルによる保健指導を行い、対照地域は一般的な保健指導を、各4年間にわたって実施する。

- 1. 重症化ハイリスク者の定義は、
- ・ 度高血圧(収縮期血圧 160mmHg 以上あるいは拡張期血圧 100mmHg 以上)
- ・HbA1c(NGSP) 8.4%以上(HbA1c が欠損の時は空腹時血糖 160mg/dL 以上、空腹時血糖が欠損の時は随時血糖 220 mg/dL 以上)
- ・男性の LDL-コレステロール 180mg/dL 以上

・尿蛋白2+以上

肥満の有無を問わず上記の基準のいずれかを満たす者である。ただし、医療機関において、高血圧、高血糖、脂質異常、腎臓病に対する薬物治療をいずれも受けていない者とする。

介入地域の保健指導プログラムの概要は、

- 1)初回保健指導(原則として家庭訪問)
- 2)レセプトによる医療機関の受療状況の確認 及び継続指導(個別面談または電話指導)
- 3)レセプトによる医療機関の受療状況の再確認
- 4)翌年度の特定健診未受診者への健診受診勧 奨

である。

また、保健指導プログラムの標準化とモニタリングを行い、研究の品質マネジメントを図る。

その概要は、

- 1)保健指導プログラムの標準化 (年3回程度)
  - a) 事務職・保健指導等のリーダー職員に対 する研修
    - ・研究の意義や内容
    - ・研究遂行にかかる保健指導実施者への支援 体制の構築
    - ・重症化ハイリスク者の抽出、評価項目データの収集・整理等
  - b)保健指導実施者(保健師)に対する研修
    - ・保健指導プログラムの特徴及び実施方法
    - ・健診結果・レセプトデータの理解と活用
    - ・保健指導プログラムのモニタリングに よる評価結果のフィードバック
- 2)保健指導プログラムのモニタリング (年1回程度)
  - ・訓練された評価者等で構成されるプログラムモニタリングチームによる実施
  - ・保健指導プログラムの実施状況の把握
  - ・保健指導プログラムの精度管理

である(詳細は分担研究者に譲る)。

対象市町村への説明会

人口 7万~70万の自治体(340自治体)の 特定健診・特定保健指導に関する照会の結果 の概要を述べる。健診実施体制について、集 団健診を 90%以上実施している自治体は全部 で 42 自治体 (12%) あり、人口 7~20 万の自 治体で38自治体、残り2自治体は、人口40 万規模であった。一方、集団健診実施率が10% 未満の自治体は全部で 117 自治体(34%)あ リ、人口 7~20 万の自治体で 77 自治体、人 口 40 万以上の自治体は 15 自治体であった。 特定保健指導の実施体制について、直営にて 90%以上実施している自治体は全部で 166 自 治体(49%)であり、人口 7~20 万の自治体 で 137 自治体、人口 40 万以上の自治体は 11 自治体であった。340 自治体の半数が、直営 による保健指導を80%以上実施していた。一 方、直営割合 10%未満の自治体は 83 自治体 (24%)であり、人口 7~20 万の自治体で 51 自治体、人口 40 万以上の自治体は 13 自治体 であった。特定保健指導の実施体制のほうが、 特定健診実施体制より、人口規模による影響 は少なかった。以上の照会結果をもとに、集 団健診による特定健診を受診した 40~74 歳 が4,000人以上いる自治体を抽出した。

平成 25 年 3 月 28 日 (木)に東京にて、本 研究の事前説明会を実施した。説明会プログ ラムを資料2に示す。説明会名は『市町村合 同説明会「生活習慣病重症化予防による医療 費削減の試みについて」』と称し、本研究計 画を実施していくに当たって、対象市町村の 事情や意見を幅広く反映しながら研究開始 への準備を進めていく上で、今回は、重症化 予防を切り口とした市町村の医療費適正化 に関連して、本研究の趣旨と内容を理解いた だくための説明会を開催した。99自治体へ 説事前説明会への案内を送付結果、33自治 体(56名)が参加した。参加者からの質疑 応答については、説明会後に質問票にて提出 していただき、その回答を5月中旬にメール または郵送にて、対象地域99自治体へ発信 した。さらに、非参加自治体(66自治体) については、説明会後、当日の資料を国保部 門と衛生部門へ配布した。

また、本研究の PR のためのチラシ(資料3)を作成し、日本公衆衛生学会において、主任研究者の講演時、国立保健医療科学院の紹介プースにて、チラシを配布した。さらに、主任研究者が所属する研究室の HP にも本研究内容を公表している。

## 【HPアドレス】

http://www.pbhel.med.osaka-u.ac.jp/Heal
thGuidance/index.html

## D.考察

本研究において、目的、研究課題、およびそれぞれの研究計画書案は、これまでの先行研究および専門家からのヒアリングを通して作成されたものである。戦略研究の計画書として一定の水準が担保され、かつ政策的に優先順位の高い「重症化ハイリスク者」の脳卒中・虚血性心疾患・腎不全を伴う入院・死亡や人工透析の導入に対する保健指導の効果を検証できると期待される。

研究を実施する上では、研究手順書を精緻 化するとともに、倫理的側面の検討および自 治体との事務手続きもあわせて具体的に検 討する必要がある。また、戦略研究全体の仕 組みに沿いながら、効果的、効率的な研究遂 行管理や評価を行う体制整備をしていく必 要がある。

## E . 結論

本研究で提案した「生活習慣病重症化予防のための戦略研究」に関する戦略研究課題の研究計画が、本研究に移り、遂行されることで、受療行動促進モデルによる保健指導の効果の検証につながることが期待される。

- F.健康危険情報 なし
- G. 研究発表
- 1. 論文発表なし

# 2. 学会発表

なし

H.知的財産権の出願・登録状況 なし

## 資料1.特定健診・特定保健指導に関する照会(1項目)

自治体について

都道府県	
自治体名	
担当部署名(主な部署を一つ)	

記入できる範囲でお答え〈ださい。(算出がまだの年度については未記入で構いません。) 回答する担当課が違う場合は、回答できる課へ回していただ〈よう、ご協力のほどお願い致します。

## 特定健康診査・特定保健指導について

特定健診受診率(%)	平成20年度		
	平成21年度		
	平成22年度		
	平成23年度		
特定保健指導実施率、 終了率(%)	平成20年度	実施率	
		終了率	
	平成21年度	実施率	
		終了率	
	平成22年度	実施率	
		終了率	
	平成23年度	実施率	
		終了率	

- ・特定保健指導実施率とは、「特定保健指導対象者のうち、初回面接を利用したものの割合」 (利用率と同様)
- ・特定保健指導終了率とは、「特定保健指導対象者のうち、最後まで終了をしたものの割合」 いずれも法定報告として提出した数値で構いません。

特定保健指導以外の保健指導実施の有無(平成23年度) 実施の有無のみのご回答で結構です	有	•	無
--	---	---	---

特定健診受診者に対して、特定保健指導以外の保健指導(例:重症化予防、非肥満ハイリスク者への対策など)を実施しているかをお答えください。

	直営割合(%)		
保健指導の直営·委託割合 (平成22年度)	委託割合(%)		
概数で結構です	委託の場合、委託先	医師会(%)	
	の種類別割合	保健指導機関(%)	

健診ごと(集団・個別)に、利用方法が異なっていれば、コメントを添えてご記入ください。 (例)集団健診は、直営100%、個別健診は委託100%

# 特定健診・特定保健指導に関する照会(2項目)

(2枚目につづく)

個別健診、集団健診割合 (平成22年度)	集団健診割合(%)				
概数で結構です	個別健診割合(%)				
市独自検査項目 (該当項目に ) (平成24年度)	クレアチニン	特定健診受診者全 員を対象			
		特定健診受診者の うち一部を対象			
	一部の場合、対象者をご記載ください				
	HbA1c	特定健診受診者全 員を対象			
		特定健診受診者の うち一部を対象			
	一部の場合、対象者をご記載ください				
	その他の市独自項目があれば、 ご記載ください		(自由記載)		
健診結果の返却法 (平成24年度)	通知	- 実施している - 返却法の欄に を つけて〈ださい	有	•	無
	個別面談		有		無
	集団指導		有	•	無
	その他		有	•	無

健診ごと(集団・個別)に、利用方法が異なっていれば、コメントを添えてご記入ください。 (例)通知(有)は集団健診、個別面談(有)は個別健診、集団指導(有)は集団健診

# 市町村合同説明会

# 「生活習慣病重症化予防による医療費削減の試みについて」

開催日:平成25年3月28日(木)13:30~16:50

場所:アットビジネスセンター

東京駅八重洲通り

アクセスマップ (http://abc-kaigishitsu.com/tokyo\_yaesudori/)

TEL: 03-5465-5506

## プログラム:

1 . 13:30-13:35

開会

2 . 13:35-13:55

挨拶

石原 美和 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課保健指導室 室長補佐)

3 . 13:55-14:55

「医療適正化による財政健全化の可能性」

中浦 法善(尼崎市市民協働局 局長)

14:55-15:05 質疑応答

15:05-15:15 休憩

4 . 15:15-15:45

「重症化予防のための保健指導の取組について」

丹田 智美(北九州市保健福祉局地域支援部健康推進課 係長)

5 . 15:45-16:10

「市町村を対象とした研究プロジェクトの概要について」

磯 博康(大阪大学医学系研究科 公衆衛生学 教授)

# 平成25~29年度厚生労働科学研究費補助金(戦略研究)(予定) 「自治体における生活習慣病重症化予防のための受療行動促進 モデルによる保健指導プログラムの効果検証」

平成25年度から開始される健康日本21(第二次)においては、目標の一つとして「主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」が掲げられており、一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進することとされています。

この方針を踏まえて、本研究においては、重症化予防に重点を置いた保健指導に関する研究を実施します。

# 健康づくり・医療養適正化施策における新規戦略研究の位置づけ 平成5年度 平成12年度 平成20年度 (2015) (2015

## ●研究の概要

自治体の特定健診受診者のうち、健診結果が一定基準以上の脳卒中・虚血性心疾患・腎不全を発症するリスクの高い未治療者に対し、医療機関への受療行動を促進することを中心とした保健指導プログラムを実施することは、一般的な保健指導を実施するよりも、脳卒中・虚血性心疾患・腎不全を伴う入院・死亡や人工透析の導入に対する予防効果が大きいことを検証します。

公募によって選定された全国の都市を対象としたクラスター・ランダム(無作為)化比較試験を行います。対象となる自治体は、人口規模が約7万~70万で、集団健診による特定健診を受診する40~74歳の男女が4,000人以上の市を想定しています。

介入地域は受療行動促進モデルによる 保健指導を行い、対照地域は一般的な保 健指導を、各4年間にわたって実施します。



生活習慣病の重症化・合併症予防、医療費の上昇抑制

#### 【戦略研究とは】

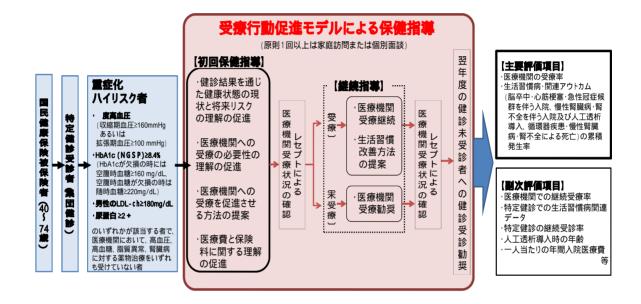
戦略研究は、科学的根拠に基づいた行政施策を実施するために行われる厚生労働科学研究の中でも、わが国の厚生労働政策(とりわけ、健康政策、医療政策等)における国民的課題を解決するために実施する大規模な介入研究です。行政的に優先順位の高い生活習慣病等の健康障害を標的として、その予防・治療介入および診療の質改善のための介入などの有効性を検証し、健康・医療政策の立案に資する科学的なエビデンスを創出することを目的としています。

今回の戦略研究は、平成24年度に研究実施計画書を作成されており、今後この計画書が厚生労働省内の科学技術部会で承認されれば、平成25年度から戦略研究が開始されます。

# ●介入地域における保健指導プログラムの概要

- 1)初回保健指導(原則として家庭訪問)
- 2)レセプトによる医療機関の受療状況の確認及び継続指導(個別面談または電話指導)
- 3)レセプトによる医療機関の受療状況の再確認
- 4)翌年度の特定健診未受診者への健診受診勧奨

対照地域においては、特定保健指導対象者に対する特定保健指導を中心として、各自治体の基準により 選定した対象者に対し、各々の方法で保健指導を行う。



# ●保健指導プログラムの標準化とモニタリング

- 1)保健指導プログラムの標準化 (年3回程度)
  - a)事務職·保健指導等のリーダー職員に対する研修
    - ・研究の意義や内容
    - ・研究遂行にかかる保健指導実施者への支援体制の構築
    - ・重症化ハイリスク者の抽出、評価項目データの収集・整理等
  - b) 保健指導実施者(保健師) に対する研修
    - ・保健指導プログラムの特徴及び実施方法
    - ・健診結果・レセプトデータの理解と活用
    - ・保健指導プログラムのモニタリングによる評価結果のフィードバック
- 2)保健指導プログラムのモニタリング (年1回程度)
  - ・訓練された評価者等で構成されるプログラムモニタリングチームによる実施
  - ・保健指導プログラムの実施状況の把握
  - ・保健指導プログラムの精度管理

【連絡先】 大阪大学 医学系研究科 公衆衛生学教授 磯 博康

HP: http://www.pbhel.med.osaka-u.ac.jp/ E-mail: senryaku new@pbhel.med.osaka-u.ac.jp